

事後調査結果(総括)

事後調査の総括

○事後調査の結果をもとに評価方法により評価を行った。

項目名	評価方法	評価
航空機騒音	<ul style="list-style-type: none">① 「航空機騒音に係る環境基準」との比較② 環境保全措置の確認③ 飛行等の実績の確認	<ul style="list-style-type: none">① 「航空機騒音に係る環境基準」との比較は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">● 航空機騒音の調査結果は、<u>目標とした環境基準を下回るものであった。</u>● 福岡空港の離着陸数が最大となる予測対象時期の平成47年(令和17年度)においても、測定した結果にこれらの増加分を考慮しても各測定地点において予測時の評価の目標を満たしている。 よって、環境影響評価時の、環境の保全に係る基準又は目標との整合性に係る評価の結果の通りであることが確認できた。② ヘリコプターの離着陸方向は、環境保全措置として配慮されており、安全性に影響がない範囲で、横風及び静穏時は北側を利用した離着陸となるように努力されている。なお、南側の利用は、人命を優先する離着陸のような緊急性を伴うものの割合等が関係しているものと考えられる。③ 供用後の離着陸回数、利用時間帯及び飛行方向の割合は、概ね環境影響評価で想定した範囲以内又は同等であった。また、調査期間中、飛行経路を逸脱した飛行は確認されなかった。

事後調査の総括

○事後調査の結果をもとに評価方法により評価を行った。

項目名	評価方法	評価
超低周波音	① 「評価書において示した環境保全目標とした目標値」との比較 ② 環境保全措置の確認 ③ 飛行等の実績の確認	① 「評価書において示した環境保全目標とした目標値」との比較は、ヘリコプターの超低周波騒音が一部未達成のものが見受けられたが、以下の理由により環境影響評価時と同様に影響は少ないと評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後調査において、調査地点8か所中目標値を超えたのは3か所である。そのうち住居として使用している筑紫少女苑に対しヒアリングを実施したところ、特段の問題は生じてないことを確認していること。 ・ 屋内では超低周波音の大きさ、目標超過回数、継続時間等の影響が軽減されると考えられること。 ・ 睡眠影響の目標値を超えたのは住居の使用の無い①海の中道海浜公園の昼間の時間帯で1回だけであったこと。 ・ 固定翼機、ヘリコプターは定常的に発生するものではなく単発の発生で短時間であること。 ・ 目標値超過回数のうち、約半分は捜索・救難、消防等の緊急性を伴う飛行であること。 よって、環境影響評価時の、環境の保全に係る基準又は目標との整合性に係る評価の結果の通りであることが確認できた。 ② ヘリコプターの離着陸方向は、環境保全措置として配慮されており、安全性に影響がない範囲で、横風及び静穏時は北側を利用した離着陸となるように努力されている。なお、南側の利用は、人命を優先する離着陸のような緊急性を伴うものの割合等が関係しているものと考えられる。 ③ 供用後の離着陸回数、利用時間帯及び飛行方向の割合は、概ね環境影響評価で想定した範囲以内又は同等であった。また、調査期間中、飛行経路を逸脱した飛行は確認されなかった。

事後調査の総括

○事後調査の結果をもとに評価方法により評価を行った。

項目名	評価方法	評価
陸生動物 (カヤネズミ)	カヤネズミの移殖・移動後の定着状況と事後調査時の定着状況の比較	環境保全措置の実施により環境改善（植生の変化※）が進み、事後調査結果からカヤネズミの増加・定着を確認したことから、環境影響評価時の評価の結果の通りであることが確認できた。また環境保全措置の手法（草刈・除草）を継承するために、マニュアルを作成し保全に努めることとしている。
陸生動物 (鳥類)	離着陸時の飛行経路と鳥類の移動経路との比較	事後調査における鳥類の移動経路の状況から、影響は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価時の評価の結果の通りであることが確認できた。
生態系	本事業の現地調査時及び事後調査時において確認された生物相の比較	工事中に個体数は減少したが供用後に回復傾向にあること、生態系上位種であるイタチ属も回復傾向にあることから、影響は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価時の評価の結果の通りであることが確認できた。

※環境保全措置（草刈・除草）の継続的な実施によりチガヤ群落への植生遷移が進み、草地性鳥類（セッカ）の営巣も確認されるなど、生態系全般に環境保全措置の効果が発現している。